

第3章 製造業と工学

工業製品の性能は設計の善し悪しによるところが大きい。良い製品を確実に、かつ適切なコストで生産するためには、高い品質レベルで設計されていることが必要である。そして、良い設計は、すべてのステークホルダーが希望するところである。質の良い設計がなされていれば、すぐれた製造設備を活用して消費者の期待に応えることができる良い品質の製品を生み出すことができるのである。効率的に生産された良い品質の製品は、その価格にふさわしい耐久性と利便性をもって、消費者や周囲の人達を重大であり途方もない損害の危険に曝すことなく、かつ競争力のある価格で販売することができる。

法工学の基本的フレームワークについて解説を行う前に、法工学において対象となることが多いであろう製造業を挙げ、その実際のプロセスを概観しておこう。

3.1 製造業から見た法工学的背景

消費者がある製品やサービスを入手して使用してみたときに、その製品やサービスがまったく機能しなかったり、または、正常に機能しなかったり、あるいは人体に損傷を与えたり、不快な思いを与えたり、また、その製品によって経済的損失を受けたりしたことを想定してみよう。お客様は、いろいろな理由で不快に感じ、また、怒ったときには生産者または販売者に対して電話または文書で損害賠償、補償、または両方の要求を突きつけるであろう。または、泣き寝入りするという選択もある。

いずれにしても当事者両者は、倫理的または道義的な、いわば良心を期待して交渉することもあろう。あるいは政治的・経済的な力関係を基礎にして交渉することも考えられる。これらの当事者両者の間の交渉は、円満に解決されることもあるが、大いに不満の残る不幸な状態となってしまうこともある。最近では、個人であっても弁護士を介して、法によって解決しようとするものが多くなってきた。特に人身傷害が関係しているときには両当事者は紛争の解決を裁判所にゆだねることが多くなっている。そして、今後はさらに急速に増加するであろう。

今日では、製造物責任法の施行によってこの傾向は明確に変化したと考えられる。製造物責任法では、損害や傷害を発生した製造物に欠陥が存在していることを示せば良い。製造物・製品と製造者に過失があったことを被害者である個人が立証するような大きな負担から回避できるようになった。もちろん、製造物責任の訴訟において、過失や使用法の表示などが重要な役割を演じていることが多い。しかし、傾向として厳格責任の方へ進んでいる。この考えは、誰かが負傷し、または損害を受ければ、誰かが支払うという考えに近いものである。そして、支払うのは生産者であ